

令和3年4月26日

報道関係者 各位

# ～とことん子育てにやさしいまちづくりを目指し～ 病児保育事業が始まります！

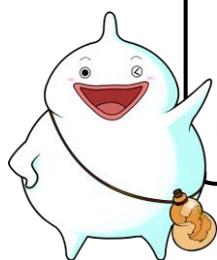
## 報道関係者向け内覧会の開催について

標記の件について、島原市では、令和3年度から医療法人まこと会に病児保育事業を委託し、同法人が運営するうちだキッズクリニック内の病児保育オリーブにおいて、病児保育事業を開始します。

つきましては、同法人の協力のもと、病児保育オリーブの報道関係者向け内覧会を実施しますので、お知らせします。

### 記

1. 日 時 令和3年4月30日（金） 13時～14時
2. 場 所 病児保育オリーブ（うちだキッズクリニック内）  
〒855-0862 島原市新湊二丁目丁 2534-1  
病児保育 オリーブ 63-3005  
うちだキッズクリニック 63-3000



島原守護神 しまばらん

#### 【担当から一言】

「こどもが風邪をひいて、保育園に通わせることができない……。でも、どうしても仕事を休めない……」  
そんなとき、お子さんを安心・安全にお預かりすることで、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

担当：島原市福祉保健部こども課こども福祉班  
担当 本多 亮博  
電話：0957-62-8003（直通）  
E-mail：kodomo@city.shimabara.lg.jp

令和3年  
5/7~  
金

～とことん子育てにやさしいまちづくりを目指し～

# 病児保育が始まります

病児保育  
オリーブ



〒855-0862  
島原市新湊二丁目2534番地1  
病児保育オリーブ  
(うちだキッズクリニック内)

病児保育利用登録等に関すること 島原市こども課 ☎ 0957-63-1111 内線 302  
病児保育の利用予約に関すること 病児保育オリーブ ☎ 0957-63-3005

# ～病児保育オリーブの使用方法～



島原市新湊二丁目 2534 番地 1 (うちだキッズクリニック内) ☎ 0957-63-3005

▶**利用時間** 月曜～金曜 8時30分～17時30分  
土曜 8時30分～16時30分

▶**休所日** 日曜、祝日、12月29日～1月3日  
※上記日程以外でも休所になる場合があります

▶**定員** 6人

▶**料金** (1日につき) 2,000円

※生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は0円

## ▶利用要件

市内に住所を有し、病気の回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない小学生以下のこども

※伝染性の疾患や施設の受入状況などにより利用できない場合があります

## 利用までの流れ

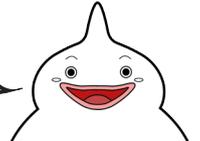
### ○こどもが健康なとき

#### ①事前登録

こどもの健康に関する情報を把握し、安全に保育するため事前登録(年度更新)が必要です。  
母子健康手帳などを参考に「利用登録書兼同意書」に必要事項を記入して、こども課に提出してください。

必要書類①  
利用登録書

事前登録書はコチラから  
(島原市ホームページ)



### ○こどもが病期中、または回復期のとき(原則、利用日前日まで)

#### ②病院受診

かかりつけの医療機関を受診し、医師に「利用連絡書」の作成を依頼してください。  
うちだキッズクリニックでの受診であれば「利用連絡書」は不要です。  
※受診費用はかかります

必要書類②  
利用連絡書

うちだキッズクリニック  
・病児保育オリーブ  
インターネット予約サイト



#### ③予約

病児保育オリーブ(☎ 63-3005)に空き状況を確認し、仮予約をしてください。

### ○利用当日

#### ④利用申込

受診した医療機関から発行してもらった「利用連絡書」を添えて「利用申込書」を提出します。  
1回の申請につき、原則7日間まで連続して利用できます。

必要書類③  
利用申込書

#### ⑤病児保育利用

迎えの時間までこどもを預かります。  
お迎えのときに、こどもの様子を記録した日誌を保護者にお渡します。



食事の準備は  
各自でお願い  
します!!

<利用の際必要なもの>

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ①健康保険証          | ⑥着替え                 |
| ②母子健康手帳         | ⑦紙おむつ・お尻拭き(おむつ使用の場合) |
| ③福祉医療費受給者証      | ⑧ミルク(乳児の場合)          |
| ④お薬手帳           | ⑨昼食・お茶(⑧以外の場合)       |
| ⑤利用連絡書(診療情報提供書) | ⑩その他、施設が指示するもの       |

